

下記の物件について一般競争入札による調達を行うので、雲南市契約規則（平成19年雲南市規則第3号。以下「契約規則」という。）第5条に基づき公告する。

令和 5 年 4 月 20 日

雲南市長 石 飛 厚 志

記

1. 担当部局 雲南市大東総合センター自治振興課（Tel.0854-43-8160）
2. 物件の名称 令和 5 年度 雲南市大東総合センター カラー複合機更新事業
3. 納入場所 雲南市大東総合センター
4. 納入期限 令和 5 年 5 月 31 日
5. 入札参加要件 入札に参加する事業者は、下記のすべての要件を満たさなければならない。
 - ①所在地等 雲南市内に本社または営業所を有している事業者で、令和 2～4 年度雲南市物品の売買、借入等に係る入札参加資格者名簿大分類「14. 借入品」中分類「1. 事務機器」に登録されていること。
 - ②その他参加要件
 - ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
 - イ 事務所が所在する自治体で市税の滞納がない者であること。
 - ウ 公告の日から競争参加資格確認の日までの間に、国、島根県、雲南市のいずれからも指名停止処分を受けていないこと。
 - エ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。
 - ① 親会社と子会社の関係にある場合
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更正会社又は再生手続き中の会社である場合は除く。
 - ① 一方の会社の役員が、他方の会社役員を現に兼ねている場合
 - ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
6. 参加の申請
入札に参加を希望する者は、次に掲げる添付書類を令和 5 年 5 月 9 日（火）17 時まで雲南市大東総合センター自治振興課へ申請すること。
 - ① 一般競争入札参加申請書（様式第 1 号）
7. 物件の仕様等
別紙「令和 5 年度 雲南市大東総合センター カラー複合機更新事業 仕様書」のとおり
8. 適合規格承認申請
仕様書に基づく入札物件としての適合の確認を行うので、下記の書類を令和 5 年 5 月 2（火）17 時まで雲南市大東総合センター自治振興課へ提出してください。適合規格の適否については、提出のあった申請書等に基づいて確認し、その結果を令和 5 年 5 月 8 日（月）12 時まで申請者に通知します。

- ① 適合規格承認申請書（様式第3号）
- ② 製品カタログ等（コピー可）

9. 支払の条件

納品検査を実施し、合格した日の属する月の翌月よりリース契約（60回）を締結する。

10. 入札日時等

- ① 入札日時 令和5年5月11日（木） 14時00分（入札後即時開札）
- ② 入札場所 雲南市大東総合センター 1階 大会議室

11. 質疑及び回答方法

質疑事項がある場合は、令和5年5月1日（月）12時までに、担当課に対して書面（FAX可、但し電話にて送信確認を行うこと）で提出すること。回答は令和5年5月2日（火）12時までに回答する。

12. 入札方法等

- ①入札は、所定の様式による入札書を作成し、封筒に入れて提出すること。
- ②入札書にはリース手数料等を含む総額を支払い回数（60回）で除した金額（月額、消費税抜き）を記載すること。また、1回目の入札時にリース会社の確約書も合わせて提出すること。
- ③郵便による入札は認めない。
- ④一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- ⑤入札回数は、3回とする。
- ⑥代理人をもって入札する場合は、委任状（任意様式）を提出すること。なお、入札者又はその代理人は、入札に際し同一事項について同時に他の入札者の代理人になることはできない。
- ⑦入札保証金は免除する。
- ⑧落札後は、物件の納期を記載した「賃貸借契約書」を締結し、着手届及び作業工程書を提出すること。

13. 物品の譲渡 リースの対象となる物品は、リース終了後の無償譲渡を条件とします。

14. 入札の無効

次の入札は無効とする

- ①公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- ②虚偽の申請を行った者のした入札
- ③入札に関する条件（本件公告文、雲南市契約規則等参照）に違反した入札

14. 契約保証金 免除する。

15. 契約の解除 本案件の契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約である。この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る市の歳出予算の削減又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除する場合がある。

16. その他 詳細不明の点については、雲南市大東総合センター自治振興課に照会すること。